

新発田市地場産品創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域特性を生かした魅力ある新たな地場産品の創出等につながる取組を促進するとともに、地域経済の活性化及び地場産業の振興を目的に、クラウドファンディングを利用した地場産品等事業者に対し、予算の範囲内において新発田市地場産品創出支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング 地場産品創出等事業を実施するために必要な経費について、ふるさと納税制度を活用して、市が指定する方法により寄附を募集し、その資金を調達する仕組みをいう。
- (2) 地場産品創出等事業 新たなふるさと納税返礼品として提供可能な地場産品の創出又は既存のふるさと納税返礼品の品質若しくは生産性の向上等につながる施設、設備、備品等に投資する事業をいう。
- (3) 地場産品等事業者 地場産品創出等事業の実施主体となる事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれの要件も満たす地場産品等事業者とする。

- (1) 地場産品創出等事業へのクラウドファンディングによる寄附額が目標額に達した者（目標額が未達成であっても、自らの責において地場産品創

出等事業を遂行することを市長に届け出て、その承認を得た者を含む。）であること。

- (2) 市内に事業所等を有し、又は開設を予定する者であって、第6条第1項に規定する補助金の交付決定の日の属する年度の終了後5年以上継続してふるさとしばた応援寄附金返礼品を提供する意思があること。
- (3) 市税等の滞納（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）のない者であること。
- (4) 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められないこと。
- (5) 市のふるさと納税返礼品提供事業者として登録できない者でないこと。
- (6) 市長が補助金を交付することが不適當であると認める者でないこと。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の対象となる経費（別表第1及び別表第2において「補助対象経費」という。）は、地場産品創出等事業に要する経費のうち、別表第1に定める経費とする。

2 補助金の補助率、限度額等については、別表第2のとおりとする。

3 クラウドファンディングにより受領した寄附額から補助金の額を差し引いた寄附額は、クラウドファンディングによらないふるさと納税の寄附と同様に取り扱うものとする。

（交付申請）

第5条 補助金の申請をしようとする地場産品等事業者は、新発田市地場産品創出支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書の提出期限は、市長が別に定める。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内

容を審査の上、補助金の交付又は不交付の決定を行い、新発田市地場産品創出支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する交付決定に必要な条件を付することができる。
- 3 地場産品創出等事業の着手は、第1項に規定する補助金の交付決定の後でなければならない。ただし、市長は、地場産品等事業者から別に定める事前着手届の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定前の着手を認めることができるものとする。

（補助金の経理等）

第7条 前条第1項に規定する交付決定の通知を受けた地場産品等事業者（以下「補助決定者」という。）は、補助金に係る経費についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助決定者は、前項の証拠書類を地場産品創出等事業の完了（地場産品創出等事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、市長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（変更申請等）

第8条 補助決定者は、第5条第1項に規定する申請の内容を変更しようとするときは、新発田市地場産品創出支援事業補助金変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、必要があると認めるときは、これを承認し、新発田市地場産品創出支援事業補助金変更承認通知書（別記第4号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項に規定する承認をするときに、必要に応じ、交付決定の内容

を変更し、又は条件を付することができる。

(中止・廃止申請等)

第9条 補助決定者は、地場産品創出等事業を中止し、又は廃止しようとするときは、新発田市地場産品創出支援事業補助金中止・廃止承認申請書（別記第5号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、必要があると認めるときは、これを承認し、新発田市地場産品創出支援事業補助金中止・廃止承認通知書（別記第6号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

3 前条第3項の規定は、前項に規定する承認について準用する。

(地場産品創出等事業に係る委託契約等)

第10条 補助決定者は、地場産品創出等事業の一部を第三者に委託し、若しくは請負わせ、又は第三者と共同して地場産品創出等事業を実施しようとするときは、その契約等の相手方に対し、地場産品創出等事業の適正な遂行のための市長による調査に協力を求める措置をとらなければならない。

2 市長は、補助決定者の委託契約等の相手方が地方自治体から指名停止措置等が講じられている事業者であると判明したときは、必要な措置を求めることができる。この場合において、補助決定者は市長からの求めに応じなければならない。

3 前2項の規定は、地場産品創出等事業の一部を第三者に委託し、若しくは請負わせ、又は共同して実施する体制が二重以上の場合に準用する。

(遂行困難等の報告)

第11条 補助決定者は、地場産品創出等事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は地場産品創出等事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助決定者は、市長が地場産品創出等事業の状況報告を求めたとき

は、速やかにその状況を報告しなければならない。

(実績報告)

第13条 補助決定者は、地場産品創出等事業が完了したとき又は第9条第2項に規定する廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、新発田市地場産品創出支援事業補助金実績報告書（兼請求書）（別記第7号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助決定者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により期限までに提出できないときは、その期限について猶予することができる。

(補助金の確定)

第14条 市長は、前条第1項に規定する実績報告があった場合は、書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、地場産品創出等事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、新発田市地場産品創出支援事業補助金確定通知書（別記第8号様式）により当該補助決定者に通知し、補助金を交付するものとする。

(概算払)

第15条 市長は、補助決定者の経済的な事情その他補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、地場産品創出等事業が完了する前に、交付決定額のうち必要と認める額を概算払により交付することができる。

2 補助決定者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、新発田市地場産品創出支援事業補助金概算払請求書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定等に付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付を適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、地場産品創出等事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、当該補助決定者に対し期限を定めて補助金の返還を請求するものとする。

3 前項に規定する補助金の返還請求を受けた補助決定者は、期限内に補助金を返還しなければならない。

(事業の繰越)

第17条 補助決定者は、地場産品創出等事業が補助金の交付決定を受けた年度内に完了しないと見込まれるときは、新発田市地場産品創出支援事業補助金繰越協議書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する協議書の提出があったときは、その内容を審査し、新発田市地場産品創出支援事業補助金繰越承認（不承認）決定通知書（別記第11号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

(財産の管理及び処分等の制限等)

第18条 補助決定者は、地場産品創出等事業により取得し、又は効用が増加した財産については、地場産品創出等事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助決定者は、地場産品創出等事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、器具その他の財産については、地場産品創出等事業が完了した日の属する年度の終了後5年を経過するまでは、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は破棄してはならない。

3 市長は、前項の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 令和8年度の補助金に係る申請書の配布、受付その他必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

別表第1 (第4条関係)

補助対象経費

| |
|--|
| 施設整備費 |
| 施設・設備の撤去に係る経費 |
| 土地建物等賃借料(地場産品創出等事業の完了までの期間のものに限る。) |
| 内装・設備・施工工事費 |
| 建物改造費 |
| 備品費 |
| 借料・損料 |
| 消耗品費(現地調査時に確認できるものに限る。) |
| 委託・外注費 |
| 通信運搬費 |
| 広告宣伝費(補助対象経費の総額の10%以内とし、寄附金の募集に係るものを除く。) |
| その他市長が認める経費 |

備考

- 1 補助対象経費は、地場産品創出等事業に直接必要な経費とする。
- 2 公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、

飲食費、交際費並びにその他市長が不適切と認める経費は、補助対象外とする。

3 返礼品等の費用に含まれる経費（原材料費、梱包資材費等）は、補助対象経費から除く。

4 市から他の制度による助成があるものについては、補助対象経費から除く。

5 現地調査時に確認できないものは、新商品・サービス等の開発に要する経費及び広告宣伝費に限る。

別表第 2（第 4 条関係）

補助金の補助率、限度額等

| | |
|---------|--|
| 補助率 | 10分の10以内 |
| 補助金の額 | 補助対象経費に補助率を乗じて得た額。ただし、クラウドファンディングにより受領した寄附金の10分の3に相当する額（千円未満の端数を切り捨てる。）を上限とする。 |
| 補助金の限度額 | 補助対象経費の総額 |